

消費者

インターネット通信販売の広告 表示の見落としに注意しましょう

Aさんは、スマホでダイエットサプリのサイトを見つけました。

無料で1回分のお試しができ、1回分の送料540円を支払うのみでよいと思い、申し込みました。

1回目が届き、540円を払いましたが、翌月に2回目が届き、5400円(送料無料)のコンビニ払いの用紙が同封してありました。

サイトの表示を確認すると、とても分かりにくい所に、極めて小さな文字で「4カ月の継続が条件」と表示されています。1回目の納品書もよく見ると、「定期購入、次回〇月〇日」と書かれていました。

驚いたAさんは、販売業者に電話。定期購入をやめたいと告げると、「定期購入はやめてもいいが、通常価格の6000円で2回分購入したことにして、1万2000円払ってほしい」と言われ、納得いかないAさんは消費者センターに相談しました。消費者センターが交渉した結果、事業者は2回目の返品を認め、請求額から大幅な減額に応じました。

* * *

通信販売の広告を見て、1回限りのお試し購入と思って申し込んでも、定期購入になっていたというこ

とがありま
す。

お試し購入
をしてから〇
日以内に解約
の電話をしな
ければいけな
かったり、〇

カ月継続購入といった表記を見逃してしまふかたが少なくありません。返品・解約をしたいと思っても、それに応じてもらえないといった相談が多く寄せられています。

必要のない購入を避けるため、通信販売を申し込む前に、広告・ホームページなどの内容を確かめてください。

商品の特徴や価格だけでなく、購入方法や返品・解約の条件、送られてきた商品に同封されている書類などについてもしっかりと確認しましょう。



■ご相談は消費者センター(メルカフ
きまち4階、相談専用☎829・12
34)へお気軽にどうぞ。受け付けは
午前10時～午後5時です。月曜日休
業(祝日の場合、直後の平日)。土・
日・祝日も相談できます。